

一般社団法人 香川県理学療法士会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人香川県理学療法士会（以下、「本法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を香川県綾歌郡宇多津町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、理学療法士の職業倫理の向上、理学療法に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、理学療法士の資質の向上と理学療法に関する知識・技術の普及を図り、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法士を通じて、健康の増進に資する事業
- (2) 理学療法士の倫理及び資質の向上に関する研修会等の開催に関する事業
- (3) 理学療法士に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事業
- (4) 香川県内の医療、保健、福祉専門職団体及びその他の団体との連携に関する事業
- (5) 理学療法士相互の連絡調整に関する事業
- (6) 地域医療に貢献する事業
- (7) 理学療法従事者等に対する相談研修等の事業
- (8) 医療、介護保険制度をより充実させるための事業
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、香川県内において行うものとする。

第3章 社員等

(種別)

第5条 本法人の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 香川県内に居住又は勤務する、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第2条第3項の規定により登録した者であって本会の趣旨に賛同し、入会したもの。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項の会員のうち、第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会及び退会)

第6条 本法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、理事会が定める退会届を会長に提出することにより任意に退会することができる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (2) 1年以上入会金及び会費又は賛助会費を滞納したとき。
- (3) 正会員にあっては、理学療法士でなくなったとき。
- (4) 総会員が同意したとき。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に当たる多数をもって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 本法人は、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正社員会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種別)

第13条 社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

(開催)

第14条 通常社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時社員総会は、会長又は理事会が必要と認め召集の請求をしたとき、又は総正会員の議決数の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及び召集の理由を示して請求があったとき、開催する。

(招集)

第15条 社員総会は理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第18条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数の同意をもって行う。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(書面議決等)

第19条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員の現在数、会議に出席した社員数及び理事の氏名
(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目録、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上20名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選出等)

第22条 理事及び監事は、社員総会において、本会に2年以上正会員として登録・活動した正会員の中から選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(役員職務)

第23条 会長は、本法人を代表し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 業務執行理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本法人の業務を分担執行し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産及び会計の状況を監査し、監査報告を作成すること。

(3) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、調査を行うこと。

(4) 前各号報告をするため必要があるときは、理事会もしくは社員総会の招集を会長に請求すること。

5 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(解任)

- 第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事の解任は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(報酬等)

- 第26条 理事又は監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

第6章 事務局

(事務局及び職員)

- 第27条 本法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第7章 理事会

(構成)

- 第28条 本法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(機能)

- 第29条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 本法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

- 第30条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 3 会長は、前条の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を召集しなければならない。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第36条 本法人は、事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会及び専門部会を設置することができる。

2 委員会及び専門部会について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第38条 本法人の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属説明書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常社員総会に提出し第1号の書類についてはその内容を説明し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計原則)

第43条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(会計年度)

第44条 本法人の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、理事会の発議により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第46条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 本法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(公告の方法)

第48条 本法人の公告は、本会の主たる事務所の公衆に見やすい場所の掲示板に掲示する方法により行う。

(情報公開)

第49条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容・財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第50条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規定による。

第12章 補 足

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、社員総会の議決を経て会長が別に定める。

(剰余金の配当禁止)

第 52 条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

附 則

第 1 条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の日から施行する。

第 2 条 本法人の最初の会長及び業務執行理事は、次のとおりとする。

会 長	鍋坂 信夫
業務執行理事	横倉 益弘
	高橋 謙一

第 3 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第 4 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

第 5 条 この定款は令和 3 年 5 月 28 日より一部改正により施行する。